

# 林業普及週間現地情報 (1/10 ~ 1/16)

森林管理課

## 菌床しいたけ生産者への菌床製造地の表記協力依頼について

1月15日

昨年3月に消費者庁が所管する「食品表示基準Q&A」の一部改正により、菌床しいたけについて、「種菌を植え付けた場所と採取地が異なる場合は、採取地、栽培方法と併せて種菌を植え付けた場所も採取地と区別して、国内で種菌を植え付けた場合は都道府県名、外国で植え付けた場合は当該国名を表示することが望ましい」とされたことを受け、林野庁からも生産者への周知を図るよう協力依頼があることから、県も適宜生産者への文書通知並びに県内の全ての生産者に対し、巡回指導の際に順次説明及び協力依頼を行っているところである。

当該基準の一部改正の背景には、全国的に中国産菌床（菌棒）を用いたしいたけ生産者が急増しており、中国産菌床（菌棒）を用いて栽培・収穫した場合でも、産地表示には収穫した場所（例：沖縄県産）の表記のみのため、国内産として全て流通している。県としても、県産菌床のしいたけ、国内産菌床のしいたけ、中国産菌床のしいたけと表示区分がされることで、消費者への自主的かつ合理的な食品選択の機会の提供につながるよう、引き続き生産者へは協力依頼を行っている。

### 菌床しいたけ生産者の皆様へ

菌床の製造地（種菌を植え付けた場所）の表示にご協力をお願いします

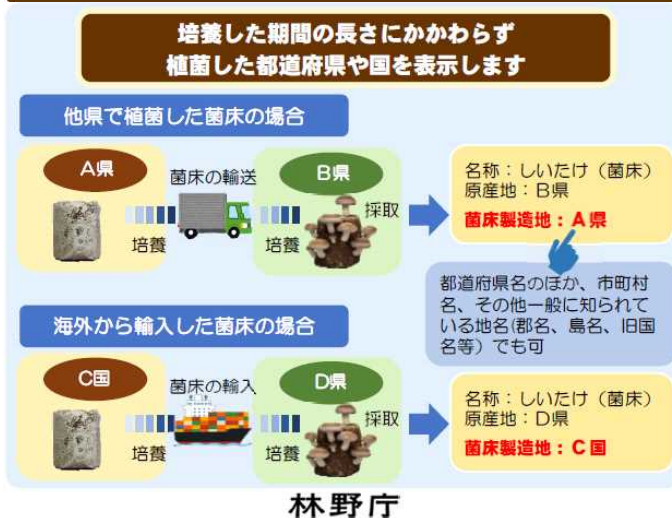
皆様の生産されている菌床しいたけ（生しいたけ）について、消費者庁の所管する「食品表示基準q&a」の一部改正\*により、「種菌を植え付けた場所と採取地が異なる場合は、採取地、栽培方法と併せて種菌を植え付けた場所も採取地とは区別して、国内で種菌を植え付けた場合は都道府県名、外国で植え付けた場合は当該国名を表示することが望ましい」とされました。

多くの消費者の目に触れる食品表示に「菌床の製造地」を表示することは、消費者に自主的かつ合理的な食品選択の機会を提供するとともに、産地に対する関心を高め、商品価値の向上にもつながります。

菌床製造地の表示に努めていただけますようご協力をお願いいたします。



(上：県産菌床でのしいたけ生産)



(上：中国で生産した菌棒でのしいたけ生産)

(林野庁からの協力依頼PRチラシ)

(報告者：森林管理課 佐喜眞)